平成２２年（フ）第４２号
滋賀県長浜市八幡中山町1059番地　レオパレス21ＭＹ中山209号
債務者　大庭　真悟
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第５４７号
堺市堺区今池町６丁３番１―103号
債務者　松浦　一夫
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６３２号
堺市中区深阪1980番地　東尾マンション206号
債務者　杉田　健治
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６３３号
堺市中区深阪1980番地　東尾マンション206号
債務者　杉田　美奈
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６８２号
堺市北区北長尾町７丁２番12号　北長尾マンション305号、前住所堺市北区北長尾町６丁３番10号　メゾン千束201号室
債務者　金子　和美（旧姓並木）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８７３号
大阪府河内長野市北青葉台15番15号
債務者　大森　祐介
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８７５号
大阪府柏原市本郷２丁目９番28号
債務者　車井　壽男
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８７６号
大阪府柏原市本郷２丁目９番28号
債務者　車井恵こと　高　　恵
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８８２号
堺市美原区青南台１丁目７番３号
債務者　雨宮　由紀
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９３８号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番50―502号
債務者　植田　保夫
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９４３号
堺市南区庭代台１丁23番２―409号
債務者　内村　雅宏
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９４４号
堺市南区庭代台１丁23番２―409号
債務者　内村　貴子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９６５号
堺市堺区翁橋町２丁３番１―405号
債務者　山田美由紀
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１００５号
堺市東区草尾353番地55
債務者　上根　成介
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０１５号
堺市南区晴美台４丁１番９―505号
債務者　平井　茂雄
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
岡山県笠岡市今立702番地５
債務者　野口　明美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
山形県米沢市下小菅547番地、前住所山形県米沢市万世町片子323番地の５　コーポライオンズ１―Ａ号室
債務者　釜田　典明
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１０５号
山形県米沢市下花沢１丁目11番40号
債務者　平　　明美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
山形地方裁判所米沢支部